

【参考資料】

令和2年第3回奥州市議会定例会
条例議案 新旧対照表

- | | |
|-------|---|
| 議案第2号 | 奥州市国民宿舎等事業の廃止のための関係条例の整備に関する条例
(奥州市職員の特殊勤務手当に関する条例
衣川民芸屋敷条例
奥州市農村広場条例) |
| 議案第3号 | 奥州市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第4号 | 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第5号 | 奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第6号 | 奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例 |

奥州市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後				現行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手当の種類	区分	支給額	摘要	手当の種類	区分	支給額	摘要
略	略	略	略	略	略	略	略
				国民宿舎勤務 手当	月額	12,000円	国民宿舎に勤務した職員

衣川民芸屋敷条例新旧対照表

改正後	現行								
(名称及び位置)	(名称及び位置)								
第2条 民芸屋敷の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 民芸屋敷の名称及び位置は、次のとおりとする。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="125 271 618 308">名称</th> <th data-bbox="620 271 1111 308">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="125 309 618 344">衣川民芸屋敷</td> <td data-bbox="620 309 1111 344">奥州市衣川日向60番地19</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	衣川民芸屋敷	奥州市衣川日向60番地19	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1158 271 1650 308">名称</th> <th data-bbox="1653 271 2145 308">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1158 309 1650 344">衣川民芸屋敷</td> <td data-bbox="1653 309 2145 344">奥州市衣川日向60番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	衣川民芸屋敷	奥州市衣川日向60番地2
名称	位置								
衣川民芸屋敷	奥州市衣川日向60番地19								
名称	位置								
衣川民芸屋敷	奥州市衣川日向60番地2								

改正後	現 行																																						
<p>(名称及び位置) 第2条 農村広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width:50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設) 第3条 農村広場を構成する施設は、次のとおりとする。 (1)～(4)略</p> <p>第7条～第10条 略</p>	名称	位置	略	略	<p>(名称及び位置) 第2条 農村広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width:50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">衣川農村広場</td> <td style="text-align: center;">奥州市衣川日向60番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設) 第3条 農村広場を構成する施設は、次のとおりとする。 (1)～(4)略 (5) <u>野外ステージ</u></p> <p>(使用料) 第7条 <u>衣川農村広場野外ステージを使用しようとする者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の減免) 第8条 <u>市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(使用料の還付) 第9条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>第10条～第13条 略</p> <p><u>別表（第7条関係）</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="3" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">野外ステージ使用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前8時から 午後5時まで</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">1日</th> <th style="text-align: center;">午後5時から 午後9時まで</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">1時間ごと</th> <th style="text-align: center;">1時間ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">入場料等を徴収 しない場合</td> <td style="text-align: center;">学生又は生徒</td> <td style="text-align: center;">市内</td> <td style="text-align: center;">50円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">市外</td> <td style="text-align: center;">100円</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> <td style="text-align: center;">150円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">市内</td> <td style="text-align: center;">100円</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> <td style="text-align: center;">150円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	衣川農村広場	奥州市衣川日向60番地2	区分			野外ステージ使用料			午前8時から 午後5時まで	1日	午後5時から 午後9時まで	1時間ごと	1時間ごと	入場料等を徴収 しない場合	学生又は生徒	市内	50円	1,000円	100円		市外	100円	2,000円	150円		一般	市内	100円	1,500円	150円
名称	位置																																						
略	略																																						
名称	位置																																						
略	略																																						
衣川農村広場	奥州市衣川日向60番地2																																						
区分			野外ステージ使用料																																				
			午前8時から 午後5時まで	1日	午後5時から 午後9時まで																																		
			1時間ごと		1時間ごと																																		
入場料等を徴収 しない場合	学生又は生徒	市内	50円	1,000円	100円																																		
		市外	100円	2,000円	150円																																		
	一般	市内	100円	1,500円	150円																																		

改正後	現 行				
		市外	200円	3,000円	300円
	入場料等を徴収 する場合	学生又は生徒	800円	6,000円	1,000円
		一般	1,600円	12,000円	2,000円
	<p>備考</p> <p>1 「入場料等を徴収する場合」とは入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とはこれ以外の場合をいう。</p> <p>2 「1日」とは、午前8時から午後5時までをいう。</p> <p>3 「市内」とは奥州市に住居を有する者をいい、「市外」とは奥州市に住居を有しない者をいう。</p>				

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後			現行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
略	略	略	略	略	略
30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	略	略	30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	略	略
略	略	略	30の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付	通知カードの再交付 手数料	1枚につき 500円
略	略	略	略	略	略
備考			備考		
1・2 略			1・2 略		
3 30の項の再交付は、追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。			3 30の項及び30の2の項の再交付は、追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。		

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項（<u>第2号に該当する場合に限る。</u>）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2)略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合<u>又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育</u></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2)略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育</p>

改正後	現 行
<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第23号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第23号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 略</p>

改正後	現 行
<p>業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</p> <p>5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</p> <p>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、<u>連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>9 略</p> <p>附 則 1～4 略</p>	<p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、<u>前項</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、<u>連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>4 略</p> <p>附 則 1～4 略</p>

改正後	現 行
<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(以下「公示日」という。)から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)でその取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。)を法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の用に供した後において、当該特別償却設備等に対して課する固定資産税は、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度(以下「課税初年度」という。)以降3年度間に限り、その課税を免除する。</p>	<p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(以下「公示日」という。)から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)でその取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。)を法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の用に供した後において、当該特別償却設備等に対して課する固定資産税は、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度(以下「課税初年度」という。)以降3年度間に限り、その課税を免除する。</p>